

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M
O
生

◎內務省告示第六十六號

道路法第二十條第一項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ

改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十四年一月十八日

內務大臣 侯爵木戸幸

路線名
區
間

一號
至司
自神奈川縣高座郡茅ヶ崎町藤澤町

卷一百一十一

至同縣平塚市大字馬入

卷之三

道路法第二十條第一項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ

改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

◎ 内務省告示第九十八號

道路法第二十條第一項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ
昭和十四年二月二十日

昭和十四年二月二十日

內務大臣 侯爵 木戸 幸一

路綱名區圖

八號
至山梨縣北都留郡巖村

昭和十四年二月二十日

卷之三

卷之三

卷之三

◎ 内務省告示第六十九號

昭和十四年三月八日

昭和十四年三月九日

路線名　區間　内務大臣　侯爵　木戸　幸一
工事終了ノ期日　昭和十四年三月八日

路線名　區間　内務大臣　侯爵　木戸　幸一
工事終了ノ期日　昭和十四年三月九日
十八號　自島根縣八束郡竹矢村　至同縣松江市津田町

◎内務省告示第九十九號

道路法第二十條第二項規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ヲ終了シタルモノ左ノ如シ

土地收用事業規定にして官報に公告せられたるもの左の如し

◎土地收用事業認定

道府県	起業者	事業種別	起業地名	決定月日
大阪	大阪府大阪市	學校建設	大阪府大阪市港區池島町三丁目地内	二、一八
兵庫	兵庫縣神戸市長	道路改築	兵庫縣神戸市葺合區籠池通二丁目、 三丁目地内	二、二〇
宮城	遞信大臣	飛行場擴張	宮城縣仙臺市大字南小泉、宮城郡七 郷村、名取郡六郷村地内	二、二七
大阪	大阪府知事	道路改築	大阪府中河内郡天美村布忍村地内	二、二七
京都	京都府知事	道路改築	大阪府北河内郡枚方町菅原村地内	二、二七
鳥取	鳥取縣知事	道路改築	鳥取縣鳥取市吉成地内	二、二七
京都	京都府京都市長	道路改築	京都府京都市東山區山科目ノ岡鴨木 町山科目ノ岡坂脇町、山科御陵岡 ノ西町地内	二、二七

◎ 土木地方債許可概要

二〇、〇〇〇	自動車事業費
二六、二〇〇	河川改修費寄附金
八、五〇〇	都市計畫街路事業費
二六、五〇〇	橋梁架換費
三八三、七〇〇	災害復舊土木費
一〇二、九〇〇	水害應急事業費
二四〇、〇〇〇	災害復舊費
五〇四、四〇〇	河川復舊費國庫納付金
二七、〇〇〇	港灣修築費納付金
一四、八〇〇	在來下水整理費
三〇、〇〇〇	道路費(買收費)
二、四〇〇	國道改良納付金
五一、八〇〇	天神川改修費寄附金
八、〇〇〇	道路改修費寄附金
一五、〇〇〇	河川改修費納付金
五、九〇〇	道路橋梁費寄附金
二三、三〇〇	國道改良費負擔金
六、五〇〇	河川改修費納付金
一、九〇〇	河川改修費建築費
一四、八〇〇	河川改修費納付金
六五、九〇〇	河川改修費建築費
一、九〇〇	河川改修費建築費
二、二三	河川改修費建築費
二、二二	河川改修費建築費
二、二一	河川改修費建築費
二、二〇	河川改修費建築費
二、二	河川改修費建築費
二、一	河川改修費建築費
一、一	河川改修費建築費

市町村縣市縣市縣市縣市縣市縣市縣市
千葉木島重川岡川岡川海麻岡井岡寺
八見栃德三石靜香靜竹淺東福井内
幡濱

愛千栃德
媛木島
縣縣縣縣
茨城縣
縣縣縣縣
縣縣縣縣

二二、一〇〇	下水道敷設費	河川改修費寄附金
一四九、〇〇〇	港灣修築費寄附金	災害土木復舊費
九、九〇〇	都市計畫、道路築造費	災害復舊費
六〇、〇〇〇	國道改良費寄附金	災害復舊費
一六〇、〇〇〇	國道改良費分擔金	
二九六、六〇〇	河川改修費負擔金	
五、〇〇〇	土木費國庫納付金	
二六、六〇〇		
一四、二〇〇		
一三一、四〇〇	災害土木復舊費	
一四、四〇〇	港灣修築費寄附金	
七五、〇〇〇	失業應急道路費	
五〇、〇〇〇	水道費舊償還費	
四五〇	道路改修費	
一〇〇〇〇	道路改修費負擔金	

横高鳥高宮高	須岡村愛知縣
福米神八本二小	奈川縣
王奈子川	兵庫縣
庄林侯子川	山形縣
村町市縣	奈川縣
鳥取縣	奈川縣
島根縣	奈川縣
東京府	奈川縣
靜岡縣	奈川縣
熊崎縣	奈川縣
川神縣	奈川縣
加川縣	奈川縣
崎嶋縣	奈川縣
路茂崎縣	奈川縣
吹岡縣	奈川縣
濱岡縣	奈川縣
井子川	奈川縣
庄林侯子川	奈川縣
村町市縣	奈川縣
鳥取縣	奈川縣
島根縣	奈川縣
東京府	奈川縣
高宮縣	奈川縣
本二小	奈川縣

都市計畫事業費	河川灾害復舊費	道路改修費寄附金	時局關係土木事業費	災害復舊費	雪害復舊費
災害復舊費	河川改修費分擔金	道路改修費負擔金	國道改良費分擔金同補助費	災害復舊費	河川改修費分擔金
河川改修費分擔金	道路改修費負擔金	國道改良費負擔金	國道改良費分擔金同補助費	災害復舊費	河川改修費分擔金
道路改修費負擔金	河川復舊費納付金	河川改修費負擔金	河川改修費分擔金同補助費	災害復舊費	河川改修費分擔金
河川復舊費納付金	道路改修費負擔金	道路改修費負擔金	道路改修費分擔金同補助費	災害復舊費	河川改修費分擔金
道路改修費負擔金	災害復舊費	災害復舊費	災害復舊費	災害復舊費	災害復舊費

岐 青 米 神 香 沖 笠 福 枝 津 青 滋 川 福 京 京
奈 子 隼 川 岡 繩 木 木 島 島 森 森 賀 棚 島 島 久 都 都

京 長 大 香 岡 鳥
都 崎 分 川 山 取
府 縣 縣 縣 縿 縣

一五四、一〇〇	災害復舊費及補助費	島根
三三一、〇〇〇	災害復舊費	崎玉
五〇、〇〇〇	國道改良費分擔金	千葉
二四、五〇〇	河川改修費負擔金	福井
二五、〇〇〇	漁港修築費寄附金	新潟
五三六、七〇〇	都市計畫街路費	長野
三〇、〇〇〇	災害復舊費	岐阜
二四一、〇〇〇	災害復舊費	山梨
八七三、八〇〇	災害復舊費	愛知
六〇五、〇〇〇	災害復舊費	三重

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

帝國電力 電氣工事方法變更認可

「ロワット」水銀整流器一基を施設して之を常用とし、供給用變壓器二次盤及同期電動發電機盤を除き、他配電盤器具は全部新設とせむとするの件は二月十六日監第三三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大沼電鐵 鹿部川橋梁工事方法變更並假設工事認可

帝國電力株式會社申請に係る本設備として建物全部を新築し、供給用主變壓器は移設して之を常用とし、電氣鐵道用同期電動發電機一、〇〇〇「キロワット」は移設後豫備とし、他の豫備機三〇〇「キロワット」及二〇〇「キロワット」誘導電動發電氣は全部撤廃し、新に一、五〇〇「キ

大沼電鐵株式會社申請に係る大沼起點一七杆〇七〇米に於ける鹿部川橋梁は全體に亘り相當腐朽し至急之が改築の必要に迫られ、桁は現時局下に即し木桁とし、將來鋼桁に架換の目的を以て橋臺を混凝土工と爲し改築せむとするの

件は三月十三日監第五四三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

仙臺市電 軌道工事施行認可申請期限延期認可

仙臺市申請に係る自仙臺市末無掃部丁五至同市原町若竹字坂下四〇間は目下軌道工事施行に要する起債に關し準備中なるを以て軌道工事施行認可申請期限を昭和十四年十一月三十日迄とし三月十五日監第四五九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

栃木縣

鍋山軌道 線路及工事方法變更認可

鍋山軌道株式會社申請に係る永野川渡りの箇所に於て一部線路を變更し、之に關連する橋梁の架設及出流橋の架設等を爲さむとするの件は三月十五日監第六一八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

鍋山軌道 軌道工事方法變更及車輛設計認可並軌道

特別設計及車輛特別設計許可

東京市申請に係る飯田橋停留場附近軌道工事方法變更及特別設計認可並軌道運轉信號保安規程例外取扱許可

東京府

鍋山軌道株會社申請に係る從來人動力のみを以て主に石炭の運送を營み居りしに、生産力は漸次増大し時代の趨勢からして到底運送能率を増加し能はざるを以て「ガソリン」及木炭瓦斯を併用せる機關車に變更し、從來の使用車輛は貨物の牽引にのみ使用せる爲緩衝及牽引彈機の裝置を變更せむとし、尙軌道の車體外有效幅員は規定幅員三米六四を有するも、其の後電柱建設等の爲、有效幅員に不足の箇所生じたるを以て、之の工作物を撤去せむとするの件は三月十五日監第七四一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

戸川橋方向停留場勾配は軌道建設規程第十六條に依り難き

を以て特別設計とせむとし尙既設三位色燈式一般交通整理

東京市電 軌道工事方法變更認可

信號を廢止し「ロータリー」式交通整理機を採用し橙黃色矢印信號燈を使用せむとするも右は軌道運轉信號保安規程に據り難きを以て之が例外取扱と爲さむとするの件は二月二十一日監第三三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

東京市電 電車設計變更認可

東京市申請に係る自田原町至雷門間互長三三〇米の軌道は軌道補修計畫に基き破損修理を機會に四一延特高T型軌條を標準B型構造軌條に改築せむとするの件は二月二十一日監第四一五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市申請に係る四〇〇形電車一九〇輛中一〇二輛に對し從來使用せし、主電動機は老朽したる爲保安上種々の不便を生ずるに至りしを以て之を新電動機に取替せむとするの件は二月二十二日監第三五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自澁谷區上通一丁目至赤坂區青山南町四丁目間の軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遲延の爲軌道假設物使用期限を昭和十四年四月三十日迄とし二月二十二日監第一四二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自赤坂區南町四丁目至同區表町四丁目間軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遲延の爲軌道假設物使用期限を昭和十四年四月三十日迄とし二月二十二日監第一四一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

可ありたり。

東京市電 軌道工事方法變更認可

東京市申請に係る自富士前至鶴籠町間軌條更換を機會に既認可の標準構造に變更せむとするの件は三月二日監第五〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自赤坂區新町一丁目至同區溜池町間軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遲延の爲假設物使用期限を昭和十四年五月三十一日迄とし三月八日監第五〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 臨時停留場設置認可並特別設計許可

東京市申請に係る帝國議會開會中乗客の利便を圖る爲魏町區永田町參謀本部前に臨時停留場を設置せむとし、本停留場は軌道建設規程第六條に據り難きを以て同規程第三十五條の特別設計とせむとするの件は三月一日監第四五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自赤坂區表町四丁目至同區新町一丁目

間軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遲延の爲假設物使用期限を昭和十四年五月三十一日迄とし三月八日監第五四五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る芝區田村町二丁目地先軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遲延の爲假設物使用期限を昭和十四年六月三十日迄とし三月十五日監第六五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る芝區田村町二丁目地先軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遲延の爲假設物使用期限を昭和十四年五月三十一日迄とし三月十五日監第六五七號を以て

内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 軌道工事方法變更認可

東京市申請に係る自護國寺前至池袋驛前間軌道敷設に伴ひ護國寺前停留場は二系統の車輛運轉を爲すに就き安全地帶の長を増大し、尙安全地帶外の車道幅員を保持する爲鐵柱を移轉し、歩車道境界に改築せむとするの件は三月十七日監第七一八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電軌 停留場設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る笹塚停留場に於ける車輛入替上不便なるを以て「シングルスリップスイッチ」を廢し上下互り線となし、轉轍器は現在貨物線との分歧のものを撤去其儘使用せむとするの件は三月二日監第四七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電軌 車輛設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る旅客は漸次増加し、收容力大なる客車の増加の必要を生じたるを以て、現在迄使用せる「ボギー」無蓋電動貨車の不要なる第一一〇一〇

號電動貨車を並等電動客車に變更し、輸送力の増加を計らむとするの件は三月二日監第五〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電軌 工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る京成小岩、京成高砂兩停留場間に於て電車運轉の圓滑を計る爲、三位式自動閉塞信號機を增設せむとするの件は三月一日監第五〇二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

京濱電鐵 車輛設計變更認可

京濱電氣鐵道株會社申請に係る從來出入口に手動引戸を使用し來りたる、四輪「ボギー」電動客車自四〇號至五〇號の一輢と自五一號至七〇號の二〇輢に運轉の圓滑及事故防止の爲、自動開閉扉裝置に變更せむとするの件は三月十五日監第六二二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電鐵 電動客車設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る小型四輪電動客車中第一〇七號、第二〇八號及第二一五號の三輛は從來「ダブルデッキ」の舊型式電動客車なりし爲、乗降不便なるのみならず扉なき爲飛乗り飛下りの危險が伴ふ故、今回低床式電動客車に變更せむとするの件は三月十三日監第七三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

長野縣

上田溫泉電軌 上田
別所溫泉間及 下之郷
西丸子間軌道を地方

鐵道に變更許可

(内務省、鐵道省)

靜岡縣

駿豆鐵道箱根遊船↑↓橋梁工事方法變更認可

上田溫泉電軌株式會社申請に係る自上田至別所溫泉間延長一一糠二七米及自下之郷至西丸子間延長八糠五〇〇米の新設軌道は運轉速度の昂上、運輸設備の強化、改修を圖り一般旅客の要望に應へ、地方開發並に事業成績の向上を計る爲之の區間を地方鐵道に變更せむとするの件は三月一日監第四一三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

上田溫泉電軌 上田
別所溫泉間及 下之郷
西丸子間軌道を地方

鐵道に變更するに伴ひ官報公告

富士軌道 大宮間軌道運輸營業廢止許可及會社解散

上田溫泉電軌株式會社に對し昭和十四年三月二日監第四一三號を以て自上田至別所溫泉間及自下之郷至西丸子間軌道を地方鐵道に變更の件許可したる所昭和十四年三月九日官報に公告ありたり。

軌道を地方鐵道に變更許可 大正八年十一月十日及大正十二年六月十六日上田溫泉電軌株式會社に對し特許したる自上田至別所溫泉間及至下之郷至西丸子間軌道を地方鐵道に變更の件昭和十四年三月九日許可せり。

駿豆鐵道箱根遊船↑↓橋梁工事方法變更認可
駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る三島起點一糠二三二徑間一米二二二及二糠一六徑間一米八二〇の一橋の木桁は腐朽甚だしき爲め鐵筋混凝土桁と架換せむとするの件は二月二十七日監第二四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

決議認可

輸營業廢止の件昭和十四年三月九日之を許可せり。

(内務省、鐵道省)

愛知縣

名古屋市 評→大江線一部軌道工事施行認可、特

別設計許可並東築地線一部軌道運輸營業

廢止許可

富士軌道株式會社申請に係る自富士郡大宮町、至同郡上井出村間軌道は近年乗合自動車の開通、貨物自動車の發達、木材減少等により打撃を受け、營業不振に陥り事業の繼續の至難に至りたるのみならず、全線軌條の約六割を撤去せらる實情に在るを以て軌道運輸營業の廢止並に會社解散を決議せむとするの件は三月九日監第一三二號を以て内務、鐵道兩大臣より許可並に認可ありたり。

富士軌道 大宮 人穴間軌道運輸營業廢止許可に伴ひ官報

公告

富士軌道株式會社に對し昭和十四年三月九日監第一三二號を以て自富士郡大宮町、至同郡上井出村間軌道運輸營業の廢止を許可したる處三月十四日官報に公告せられたり。

軌道運輸營業廢止許可↑富士軌道株式會社に對し明治四十一月二十九日及大正四年九月二十三日特許したる靜岡縣富士郡大宮町、同縣同郡上井出村間軌道並に大正十五年七月三十一日許可したる靜岡縣富士郡大宮町地内軌道運

名古屋市申請に係る車築地線は建設後二十八年を經、然も二十五疊軌條の腐蝕磨耗甚だしく、多額の費用を投するも維持困難となり堀川沿岸荷揚築造に伴ひ、道路狹隘となり、沿道人家僅少にして利用價値少なきを以て、自名古屋市南區明治町一丁目六番地ノ三至同市港區東築地町一番地々先間の軌道運輸營業を廢止せむとし然るに東築地線一部は軍需工場地帶にして、多數通勤者の激増に伴ひ之に略併行する大江線の一部、自名古屋市南區明治町一丁目六番地ノ三地先至同市同區南陽通八丁目二十三番地先間互長二糠六二六に軌道を敷設しそが乗客の便益を圖らむとし尙内田橋停留場の一部は勾配を有するも一部特別設計とせむとす

るの件は二月十六日監第二三三號を内て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

名古屋市警 客車設計變更認可

名古屋市申請に係る舊樂地電軌より引繼ぎ目下使用中の電動客車三輛の輪軸距を變更し、車體の改善及電動機の取換を爲さむとするの件は三月十五日監第四七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

豊橋電氣 工事方法變更認可

豊橋電氣軌道株式會社申請に係る東田本線起點たる豊橋驛前の道路は都市計畫事業として改築せられたるに依り、都市美竝に軍隊輸送及交通保全の見地より現在鐵道省用地内に敷設しある本線の起點及軌道の一部を之に移轉せむとするの件は二月二十二日監第三二八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋鐵道 上飯田間 軌道起業廢止許可

名古屋鐵道株式會社申請に係る昭和六年二月二十四日監第四三三號及監第四三四號を以て特許に係る自名古屋

市東區大曾根町至同市同區上飯田町間互長一糠五七〇米は同市西押切町及び東春日井郡坂下町に至る路線の失效と、近年旅客自動車運輸事業の發達著しく、軌道運輸營業を開始するも到底採算を樹立し得ざるを以て、之の區間軌道起業を廢止せむとするの件は二月二十五日監第一六四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

名古屋鐵道 新大曾根 上飯田間 軌道起業廢止に伴ひ官報公告

名古屋鐵道株式會社に對し昭和十四年二月二十五日監第一六四號を以て自名古屋市東區大曾根町至同區上飯田町間互長一糠五七〇米の軌道起業廢止を許可したる處昭和十四年三月二日官報に公告せられたり。

軌道起業廢止昭和六年二月二十四日名古屋鐵道株式會社に對し特許せる愛知縣名古屋市東區東大曾根町同縣同市同區上飯田町間軌道起業廢止の件昭和十四年二月二十五日許可せり。

名古屋市 諸↑→大江線工事施行認可申請期限延期

名古屋鐵道株式會社申請に係る昭和六年二月二十四日監

名古屋市申請に係る自名古屋市南區明治町一丁目六番地至同市同區南陽通八丁目二十三番地間互長二糸六二六の軌道敷設工事施行に伴ひ自名古屋市南區明治町一丁目六番地

日監第四一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

大阪府

阪神電鐵 工事方法變更認可

ノ三地先至同市同區南陽通り八丁目二十三番地先間の工事施行認可申請期限を昭和十三年十一月十一日迄とし、自名古屋市南區南陽通り八丁目二十三番地至同市同區大江町十番地ノ二地先間は工事施行認可申請期限を昭和十七年三月三十一日迄とし何れも一月十六日監第一四三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 東大路七條分起點保安設備變更認可並軌道運轉信號保安規程例外取扱許可

京都市申請に係る東大路七條分起點に於て交通信號機に矢印燈を附加し、兩信號燈と轉轍機とを相關聯せしめ、電車運轉の信號を現示せしむる爲常置信號機を設置せむとするも、右は軌道運轉信號保安規程に抵觸するを以て、之が同規程第一條の例外取扱と爲さむとするの件は二月二十二

○四米六九三の大坂停留場の連絡階段、二階式涉線部分の一部、乗降場の一部、大阪停留場と地下廣間、停留場本屋との連絡設計及び電車線路の變更等をせむとするの件は三月三日監第五八六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大阪驛前延長線及び現在營業線自梅田至出入橋間の換氣並に排水設備を施行せむとするの件は三月三日監第五八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 大阪驛前軌道延長線竣工期限延期認可

調達困難と、大阪市都市計畫事業大阪驛前廣場整理事業の遅延とに依り、大阪驛前延長線工事施行及び現在營業線自梅田至出入橋間の工事方法を變更せむとするの件は竣工期限を昭和十四年五月三十一日迄とし三月十一日監第四九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 梅田停留場假設物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る梅田停留場の假設物は目下工事施行中に係る、大阪驛前軌道延長線の工事竣工する迄使用を要するを以て同軌道延長工事竣工する迄假設物を使用せむとするの件は假設物使用期限を昭和十四年五月三十日迄とし三月十一日監第四九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪電鐵 軌道工事方法變更認可並特別設計許可

大阪電氣鐵道株式會社申請に係る現在營業線自梅田至出入橋間軌道方法變更工事中の隧道構築は複々線なるも、軌道は中央部の二線を敷設することとして認可を受けたるに因り、隧道内兩側に設置すべき電纜棚を中心部軌道の兩側

柱面に變更せむとすも、本變更工事は軌道建設規程第十條の間隔を充分保有せるを以て特別設計とせむとするの件は三月十一日監第六五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

大阪市營 假設物設計變更認可

大阪市申請に係る阪神電氣鐵道株式會社の大坂驛前延長線の地下線路の工事進捗に伴ひ、南北線假線敷設中梅田引込線假設物の一部たる「ポイント」及び軌道を移設せむとするの件は三月二日監第四八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る都市計畫事業に依る道路擴張に伴ひ、南北線自櫻橋至渡邊橋間の軌道位置を擴張し、道路の中央に移設し、之に伴ひ堂島、中町兩停留場を二米とし、電車柱を擴張道路の側柱に移設せむとするの件は三月二日監第四八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京阪電鐵 車輛設計認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る近時旅客數頓に増加しのみならず沿線枚方には従業員約六、七千名を收容する、陸軍造兵廠枚方兵器工廠の設置に伴ひ、之等旅客の輸送に不足を生ずるを以て、交通量を緩和する爲、制御車五輛新

造せむとするの件は三月二日監第六二七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京阪電鐵 橋梁工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る府縣道枚方、長尾線の架道橋の設計中、橋桁に使用のI字形鋼材は時局の影響に依り、同一鋼材の調達困難なるを以て、山形鋼及び鋼鋸の組立式に一部設計變更せむとするの件は三月九日監第五〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 下神崎川橋梁假設工事使用期限延期認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る下神崎川橋梁假設工事は今夏未曾有の出水の爲、甚大なる被害を蒙り、之が應急並に復舊工事の爲、下神崎川橋梁擴張工事に着手出來兼ね

るを以て橋梁假設工事使用期限を昭和十四年四月二十六日迄とし二月二十七日監第二三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神急行電鐵 橋梁工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線西灘、六甲間の上野拱暗渠は昭和十三年七月五日及び同年八月一日の水害に於て閉塞したる結果氾濫したるに鑑み同暗渠上に混凝土避溢橋を設置せむとするの件は二月二十二日監第三二七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山陽電鐵 軌道工事方法變更竝假設工事認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る兵庫起點境川西八糀〇六〇附近南谷に在りては在來徑〇、六一米突土管埋設せられありたるも昭和十三年七月五日の水害により上流の谷川擴大されたるを以て、土管を開渠とせむとし、及び兵庫起點一〇糀〇〇五瀧ヶ谷第一暗渠は同水害に破損決済せるにより徑間を擴大し開渠とせむとし、右工事施行の爲假橋を

架設せむとし、同假設物の使用期限を昭和十四年四月一日迄として三月二日監第四七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

奈良縣

大阪電軌 **八木西口 檜原神宮驛** 間軌道を地方鐵道に變更許可

山口縣

大阪電氣軌道株式會社申請に係る自高市郡八木町八木西口至同郡畝傍町檜原神宮驛間互長二杆八三六の新設軌道は

山陽電氣軌道株式會社申請に係る昭和十三年十一月二十

檜原神宮神域擴張に伴ひ、該地域内の軌道の移設を命ぜられたるに依り地方鐵道たる吉野線と併設の必要生じたるを以て、之の區間を地方鐵道に變更せむとするの件は三月七日監第六三七號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

大阪電軌 **八木西口 檜原神宮驛** 間軌道を地方鐵道に變更許可

に伴ひ官報公告

大阪電氣軌道株式會社に對し昭和十四年三月七日監第六

三七號を以て自高市郡八木町八木西口至同郡畝傍町檜原神宮驛間互長二杆八三六の新設軌道を地方鐵道に變更せむとするの件は三月十日官報に公告せられたり。

軌道を地方鐵道に變更許可 大正七年十一月十九日大阪電氣軌道株式會社に對し特許したる軌道中自奈良縣高市郡八木町（八木西口）至同縣同郡畝傍町（檜原神宮驛）間軌道を地方鐵道に變更の件昭和十四年三月七日許可せり。

（内務省、鐵道省）

山陽電軌 車輛設計認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る昭和十三年十一月二十一日軌道敷設工事竣功せる自唐戸至西細江間互長一杆三九〇米六七の併用軌道に使用の爲電動客車五輪製作せむとするの件は三月六日監第五八五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州電軌 工事方法變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る門司、黒崎間起點自一杆二四九米至一杆七一四米間互長四五六五米（併用軌道）の四六疋溝型軌條は使用長期に亘り、磨耗及び腐蝕甚だしき

を以て、四五延高T型軌條に更換し併せて敷石を改修せむとするの件は三月一日監第四八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州電軌 工事方法變更並假設工事認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る門司、黒崎間線路中起點自一一糸七七〇米二四至一二糸〇四三米二二間互長二七八糸四一に於て新設國道を現在國道に取附けの爲、線路勾配並に位置變更及び取付箇所に於ける新設軌道區間、起點自一一糸九四二米至一一糸九七九米五五間互長三七糸五五を併用軌道に變更せむとするの件は三月二日監第五一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

博多灣鐵道汽船 軌道運輸營業廢止許可

博多灣鐵道汽船株式會社申請に係る自福岡至津屋崎間互長三糸九に於ける軌道運輸營業は近時自動車運輸事業の發展に伴ひ、經營困難の状態と相成、又一面本區間と併行して、旅客自動車運輸事業を兼營し居り、馬力を動力とするが如き舊式な軌道運輸營業の必要なぎに到りたるを以て、

之の區間營業廢止せむとするの件は昭和十四年四月十五日迄に運輸營業廢止を實施するものとし三月十五日監第六二一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

兩筑產業 甘木町 秋月町 間軌道運輸營業廢止に伴ひ官報公告

兩筑產業株式會社に對し昭和十三年十二月十四日監第八四〇〇號を以て自朝倉郡甘木町至同郡秋月町間互長五糸九に對し軌道運輸營業の廢止を許可したる處昭和十四年三月十四日官報に公告せられたり。

軌道運輸營業廢止 昭和十三年十二月十四日兩筑產業株式會社に對し甘木、秋月間軌道運輸營業廢止を許可したる處昭和十三年十二月二十七日其の實施の旨届出ありたり。

(内務省、鐵道省)